

第4 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第68条（相互接続番号案内料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

相互接続番号案内料の適用	
(1) ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社が該当する電気通信番号を案内できなかった場合の取扱い	ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社が該当する電気通信番号を案内できなかった場合は、相互接続番号案内料の支払いを要しません。
(2) 別記13に定める通信料の請求先分割の取扱いを受けている場合等の相互接続番号案内料の適用	当社が別に定める通信料の請求先分割の取扱いを受けている場合は、契約者と分割請求先（契約者が当社に支払うべき通信料の一部を分割して請求するために指定する他の1の者をいいます。）の各々の1料金月の利用に基づき2（料金額）に規定する相互接続番号案内料を適用します。
(3) 相互接続番号案内料免除者の取扱い	相互接続番号案内料免除者（ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社が提供する番号案内料無料サービスの適用を受けている者をいいます。以下同じとします。）については相互接続番号案内料の支払いを要しません。

2 料金額

区分	単位	料金額	
		番号案内料	電話番号案内接続通信料
相互接続番号案内料	1 電気通信番号ごとに	200 円(220 円)	料金表第1表第3（通信料）2-1-1(1)のア(イ)に規定する相互接続通信に係る料金額と同額